

## X 秋季入学者選抜

### 第1 募 集

#### 1 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6，83ページ参照）

#### 2 期待する生徒像

各高等学校が別に定める。

注 各高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表2（151ページ参照）のとおりとする。

#### 3 秋季入学者選抜を実施する学校、課程、学科及び募集人員

- (1) 実施する高等学校、課程及び学科  
千葉県立生浜高等学校三部制（午前部、午後部、夜間部）の定時制の課程普通科  
千葉県立松戸南高等学校三部制（午前部、午後部、夜間部）の定時制の課程普通科

- (2) 募集人員

募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて、別に定めて告示する各部の募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の一部とし、その範囲は秋季入学者選抜枠のとおりとする。

秋季入学者選抜枠は、各高等学校の特色及び地域の実態に応じて、5%以上20%以内の範囲から、別に定めるものとする。

なお、秋季入学者選抜を実施する高等学校において、追加募集を行っても、入学許可候補者の数が募集定員から転入学等の予定人員及び「X 秋季入学者選抜」の募集人員を減じた人数に満たない場合には、その人数を募集人員に加える。

注 秋季入学者選抜枠は、付表2（151ページ参照）のとおりとする。

### 第2 出 願

#### 1 総 則

- (1) 県立高等学校への出願に当たっては、規則（別記2，74ページ参照）に基づいて、志願しなければならない。
- (2) 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。  
なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。
- (3) 部（午前部、午後部、夜間部）については、第2希望を申し出ることはいできない。
- (4) 埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内に居住する者の志願については、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による。
- (5) 上記(4)に定める者のほか、規則第3条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と中学校の所在する市町村とが同一学区内にない者、他の都道府県及び海外から志願する者は、規則第5条及び規程第2条（別記3，76ページ参照）の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければならない。
- (6) 上記(5)に該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表(6)、(7)及び(8)の書類を志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。

## 2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙7）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、950円分の県収入証紙を貼付すること。 写真貼付欄に、写真2枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、平成28年7月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
(2) 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。 なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(3) 返信用封筒	82円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 志願理由書	志願する高等学校が提出を求める場合は、所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
(5) 自己申告書	「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成すること。また、原則として志願者本人が記入し、封をすること。 なお、「欠席が多い」とは、年間の欠席日数が30日以上の場合とする。
(6) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「X 秋季入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する出身中学校長等の証明書（様式15）を提出すること。
(7) 誓約書	「X 秋季入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式16）を提出すること。
(8) 必要に応じて提出する書類	「X 秋季入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書等の様式は、別に定める。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、83ページ参照）が出願する場合は、別記7（84～85ページ参照）に示す書類等を提出する。

## 3 出願手続

(1) 志願者は、出願書類等を出身中学校の校長を経由して、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

(2) 出願書類等の提出期間及び受付時間

平成28年8月18日（木）及び8月19日（金）  
 受付時間は、8月18日（木）は、午前9時から午後4時30分まで  
 8月19日（金）は、午前9時から午後4時までとする。  
 なお、送付の場合も、8月19日（金）午後4時までに必着とする。

## 第3 調査書等

調査書中の第1学年、第2学年及び第3学年における教科（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。その他の選択教科については除く。）の評定は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。

### 1 調査書（様式1）

志願者の出身中学校の校長は、別記1（71～73ページ参照）に基づいて作成する。

なお、提出先については志願する高等学校の校長とする。

### 2 自己申告書（様式4）

志願者は、自己申告書を提出する場合には、封をした上で、出身中学校の校長を経由して、志願する高等学校の校長に提出する。

## 第4 入学願書の交付及び受検票等の交付

- 1 入学願書は、平成28年8月1日（月）以降、秋季入学者選抜を実施する高等学校、県教育庁教育振興部指導課、各教育事務所及び千葉市教育委員会で交付する。
- 2 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

## 第5 検 査

- 1 検査期日  
平成28年8月23日（火）
- 2 検査場所  
志願した高等学校
- 3 検査の内容  
各高等学校において、面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちからいずれか一つ以上の検査を実施する。  
各高等学校において実施する検査の内容は、別に定める。（付表2、151ページ参照）  
また、学校教育法施行規則第95条第3号、第4号又は第5号に該当する者については、必要に応じて面接又は口頭による学習内容の検査を加えることができる。  
なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、出願時に志願者に文書で伝えるものとする。

### 4 検査時間割

8:45	集合
8:45～8:55	受付・点呼
8:55～9:10	注意事項伝達
9:25～	検査

注 検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

### 5 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、午前8時45分までに志願した高等学校に集合すること。
- (3) 携帯品、その他留意事項については、各高等学校において実施する検査の内容により、別に定めた指示に従うこと。
- (4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- (5) 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。
- (6) 検査室内では、物の貸借はしないこと。

## 第6 選 抜 方 法

- 1 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び各高等学校において実施した検査の結果を資料とし、三部制の定時制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。  
なお、埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内に居住する者が隣接県から入学できる生徒数は、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく細部協定書によるものとする。
- 2 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜のための資料に加えるものとする。
- 3 「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 4 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。

## 第7 入学許可候補者の発表の日時及び場所

- |      |                    |
|------|--------------------|
| 1 日時 | 平成28年8月25日(木)午前10時 |
| 2 場所 | 志願した高等学校           |

注 入学許可候補者を掲示により発表し、選抜結果を志願者本人あて通知する。

## 第8 その他

- 1 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には、中学校の校長等は、速やかに文書(様式6の(1)又は(2))により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。
- 2 各高等学校でリスニングテスト等の検査を実施する場合、難聴のため受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記9(87ページ参照)によることとする。  
また、各高等学校で実施する検査において、障害があるため通常の方法では受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記10(87ページ参照)によることとする。  
なお、障害がある生徒の入学選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 3 入学許可候補者の決定に当たっては、募集定員の確保に努める。  
なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合には、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- 4 この要項に定めるもののほか、「X 秋季入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。